

お忘れでは
ないですか？

名簿更新前の確認事項 ①

令和6年度 転入学等の通知の提出

令和6年度の契約・名簿更新後に転入・新規入学（園）等により追加加入となった児童生徒等がある場合は、「年度途中の名簿の追加等について」*を担当地域部署へ書面にてご提出ください。当該児童生徒等が転入前に未加入の場合は、令和7年度の名簿更新時に令和6年度分の掛金を併せてお支払いいただくことになります。

契約・名簿更新後に転入・新規入学（園）等があった場合は、転入・新規入学（園）した日の翌月の10日までに「年度途中の名簿の追加等について」*を担当地域部署へ書面にて報告していただくことになっています。

*様式および記入方法は、JSC ホームページの「様式ダウンロード」ページに掲載しています。

名簿更新前の確認事項 ②

法人名、経営母体、学校種の変更や
管内の学校（園）の増設、統廃合等の報告特に保育所等は
ご注意ください

法人名、経営母体、学校種の変更や学校（園）の増設、統廃合等がある場合は、災害共済給付オンライン請求システムの登録内容の変更が必要となります。

次の項目に当てはまる場合は、以下の二次元コード又はURLにて手順をご確認の上、Web申請をしてください（災害共済給付オンライン請求システムを利用していない設置者であっても、申請が必要となります。申請様式はJSCホームページの「様式ダウンロード」ページに掲載しています。）。

 法人名・経営母体が変わった場合

（例：〇〇法人→××法人、公立→私立等）

 登録している学校分類が変わった場合

（例：幼稚園→認定こども園）

 へき地学校の級別に変更がある場合

（例：3級地→2級地）

『学校・設置者情報
変更申請』

をしてください。

各申請方法については、次の二次元コードからご確認いただけます！



https://www.jnspport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/saigai_kyosai/system/202311_WebApplication/03_202311WebApplication.pdf

 学校（園）が統合される又は廃校となる学校（園）がある場合

『学校統廃合処理申請』

をしてください。

 継続加入の手続きを行わない場合（閉校（園）する、令和7年度以降加入をやめたい等）

『ユーザID停止申請』

をしてください。

 増設の学校（園）がある場合

事前確認書類等の提出が必要となります。
担当地域部署へご連絡ください。

必須です！

名簿更新前の確認事項 ③

災害共済給付制度への加入にあたっての同意取得

災害共済給付制度への加入にあたっては、保護者の同意が必要となります。

JSCホームページの「様式ダウンロード」ページに「災害共済給付制度」のお知らせと加入同意書の参考例を掲載していますので、ご活用ください。

なお、加入同意書の参考例のように特記事項を記載することにより、初回の同意後、当該校（園）に在籍中は、災害共済給付制度に加入することに同意したものととなります。

（例：災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。）

災害共済給付オンライン請求システムの利用に際し、
ご不明点やご心配な点がございましたら、
担当地域部署へお気軽にお問い合わせください。

